

健診項目を検討する際の要件、着眼点

第11回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等は、その目的が、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換などの事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどである。

また、定期健康診断等の診断項目は、当該診断項目単独、又は他の項目と併せて、義務とされている就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものであり、その上で、努力義務である保健指導においても活用するものであることが必要である。 出典：「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書（平成28年）

- **対象とする健診項目**：検討する健診項目（以下「検査」という。）で分かる健康に関連する事象（以下「健康事象」という。）は何か（対象となる健康事象について原則として無症状であること。）。
 - **業務起因性又は業務増悪性**：検査で分かる健康事象又は検出可能な危険因子が業務に起因する又は業務によって増悪するか。
 - **事後措置**：検査によって有所見とされた者に対して、事業者が実施できる事後措置（就業上の措置）は何か。過度に就業制限をかけることの不利益の可能性はないか。
 - **検査の目的、対象、方法**：検査の目的と対象集団、検査方法、検査頻度が明確か。
 - **検査の精度及び有効性、基準値**：検査の精度及び有効性、適切な基準値が示されているか。
 - **健診の運用**：検査は巡回健診でも実施可能か。対象となる労働者全員に対して実施可能か。
 - **検査費用**：検査の1件あたりに要する費用を事業者が許容できるか。
 - **健康情報の把握**：結果を事業者が把握することになるが、事業者が把握する健康情報として許容できるか。
- ※ 労働安全衛生法70条の3においては、健康診断の項目等について、健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならないとしている